

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

《問合せ》道路課
交通対策担当
☎ 947-3711(直通)

11月は「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」



自転車は便利で身近な乗り物ですが、利用者のマナーの欠如により、市内の鉄道駅周辺などに、大量かつ無秩序に放置されています。これらの放置は、街の美観を損ねるだけでなく、歩行者の通行の妨げになるなど、道路や駅前広場の機能を著しく低下させる要因となっています。

そこで、11月を「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」と定め、関係機関・団体が連携し、集中的に広報・指導・撤去等を行うことにより、広く市民に、「自転車の放置はしない！させない！」という意識の高揚を図って参ります。

今後も放置自転車のないきれいで安全なまちづくりの推進に、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

自転車安全利用五則 を知っていますか？

自転車も交通ルールを守って安全に走行しましょう

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子供はヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車の安全な利用の促進に関する条例

自転車利用者の守るべきことを明らかにし、社会全体が協力し、自転車の安全な利用について指導や啓発していくことにより、マナーの向上を図り、自転車による事故から市民を守るとともに、安全で快適な生活を確保するため制定されています。(議員提出議案として提出され、交通安全対策特別委員会に付託され審査されたもので、原案可決後、平成24年4月1日から施行されています)。

「秋の全国交通安全運動」

★「交通安全街頭キャンペーン」の実施

羽曳野市では、『秋の全国交通安全運動』に伴って、9月27日(木)に交通安全を呼びかける「街頭キャンペーン」を近鉄古市駅前と西浦小学校及び西浦幼稚園で実施いたしました。当日は、羽曳野警察署、羽曳野ライオンズクラブ、羽曳野ロータリークラブをはじめ羽曳野市婦人団体協議会、羽曳野青年会議所、めいわく駐車追放委員等、大勢の方々の参加のもと「交通ルールの徹底」と「交通マナー」の向上を呼びかけました。

★「秋の交通安全市民大会」の開催

「秋の全国交通安全運動」(9月21日～9月30日)期間中の9月24日(月)午後2時から藤井寺市民会館において開催されました「秋の交通安全市民大会」には、羽曳野市をはじめとし藤井寺市、羽曳野警察署並びに交通安全協会など、多数の関係団体が参加されました。また、大会の最後には、みんなが【交通事故の無い、安全なまちづくり】を実現するという願いを込めて、「交通安全宣言」を母と子の交通安全クラブ代表の保護者と園児により声高らかに宣言され、満場一致で採決されました。